○道路交通法等に基づく道路使用許可に係る事務の取扱いに関する訓令

平成 14 年 12 月 19 日
警察本部訓令第 33 号

改正　平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号、平成 26 年３月 25 日本部訓令第 10 号、平成 28 年３月 31 日本部訓令第５号、平成 29 年３月７日本部訓令第２号、令和元年６月 13 日本部訓令第４号、令和３年３月 30 日本部訓令第４号、令和５年６月 30 日本部訓令第 15 号、令和８年３月４日本部訓令第１号、令和８年３月 19 日本部訓令第３号

道路交通法等に基づく道路使用許可に係る事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

道路交通法等に基づく道路使用許可に係る事務の取扱いに関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）、道路交通法施行細則（平成 12 年香川県公安委員会規則第３号。以下「細則」という。）及び道路交通法実施規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 19 号。以下「実施規程」という。）に定めるもののほか、これらの規定に基づく道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（申請書等の取扱い）

第２条　警察署又は香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）の長（以下「警察署長等」という。）は、道路使用許可に係る申請書（以下「申請書」という。）又は届出書（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第７条又は第 37 条の規定により、申請書等が法令に定められた形式上の要件に適合しているかどうかを審査し、又は確認し、適合していないものについては、補正を求める等適切な措置をとらなければならない。

２　警察署長等は、申請書の提出を受けたときは、別記様式第１号の道路使用許可申請等受付簿（以下「受付簿」という。）に所定の事項を記載してその処理結果を明らかにし、当該申請書を香川県警察の文書管理に関する訓令（平成 14 年香川県警察本部訓令第３号）第２条第３号に規定する簿冊別に、暦年による受付順に編さんし、保存期間が終了するまで適切に保存しなければならない。この場合において、申請書その他関係書類は、別表に定める順序により編さんするものとする。

（事前相談）

第３条　警察署長等は、申請書等の提出を受ける前に道路使用許可に係る相談を受け、当該相談の内容が特異かつ重要なものであると認めるときは、申請書等の受付に備え、書面により当該相談の経緯等を記録しておくものとする。

（許可の手続）

第４条　警察署長等は、規則第 10 条第２項に規定する道路使用許可申請書（以下「許可申請書」という。）の提出を受けたときは、次に掲げる事項について調査するものとする。ただし、業務を通じ、申請に係る道路使用の場所又は区間における交通実態を既に把握している場合は、その調査を省略することができる。

（１）　道路使用の形態の適否

（２）　他の道路使用許可との競合の有無

（３）　道路使用許可を行う場合の必要となる条件

（４）　道路使用の場所又は区間における交通実態

（５）　道路使用許可により設定するう回路の状況

２　警察署長等は、許可申請書の提出を受けた場合において、実施規程第 25 条に規定する審査基準（以下「審査基準」という。）に適合すると認めるときは、規則第 10 条第２項に規定する道路使用許可証（以下「許可証」という。）及びその写しを作成しなければならない。この場合において、許可証は警察署等における暦年の一連番号を許可番号として付し、香川県警察公印規程（平成 12 年香川県警察本部告示第 22 号）第２条第１項に規定する警察署長印又は香川県警察本部交通部高速道路交通警察隊長印（以下「警察署長等印」という。）を押して申請者に交付するとともに、写しは警察署等において保存するものとする。

３　警察署長等は、許可証を交付する場合において、当該許可証の一部である添付書類があるときは、毎葉に割印として警察署長等印を押し、又はこれに代えて、これに準ずる措置をとるものとする。

４　警察署長等は、第２項の規定により許可証を交付したときは、受付簿に交付月日等所定の事項を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

（他の警察署長等の管轄にわたる場合の協議）

第５条　警察署長等は、許可申請書の提出を受けた場合において、申請に係る道路使用の場所が２以上の警察署長等の管轄にわたるときは、関係する警察署長等に当該許可申請書の写し及び添付書類の写しを送付し、当該道路使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。

２　警察署長等は、許可申請書の提出を受けた場合において、申請に係る道路使用の場所が他の公安委員会の管理に属する警察署長等の管轄にわたるときは、香川県警察本部交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を経由して当該他の公安委員会の管理に属する警察署長等に当該許可申請書の写し及び添付書類の写しを送付し、当該道路使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。

（道路管理者との協議）

第６条　警察署長等は、道路使用許可に係る行為が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第１項又は第３項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式第２号の協議書

を作成し、当該道路使用許可の申請に係る道路管理者に当該協議書を送付して、当該道路使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。ただし、緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、口頭により協議することができる。

２　警察署長等は、道路法第 32 条第５項の規定による道路管理者からの協議を受けたときは、当該協議に係る行為について審査した上、別記様式第３号の協議回答書により、当該道路使用許可の適否、条件等について協議しなければならない。ただし、緊急を要し、かつ、あらかじめ文書により協議するいとまがないときは、口頭により協議することができる。

（条件）

第７条　警察署長等は、法第 77 条第３項の規定により道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため条件を付する必要があると認めるときは、許可証に必要な条件を記載して交付するものとする。この場合において、許可証とは別に条件を記載した書面（以下「条件書」という。）を作成したときは、当該許可証と条件書とに割印として警察署長等印を押し、又はこれに代えて、これに準ずる措置をとるものとする。

（許可の期間）

第８条　道路使用許可の期間は、実施規程第 26 条の規定に基づき、必要最小限度の期間とし、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を基準とする。

（１）　法第 77 条第１項第１号に掲げる行為　30 日以内

（２）　法第 77 条第１項第２号に掲げる行為（道路法第 32 条第１項又は第３項の規定の適用を受けるものに限る。）　道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第９条に規定する期間

（３）　法第 77 条第１項第２号に掲げる行為（道路法第 32 条第１項又は第３項の規定の適用を受けるものを除く。）　道路法施行令第９条に規定する期間に準ずる期間

（４）　法第 77 条第１項第３号に掲げる行為　30 日以内

（５）　法第 77 条第１項第４号に掲げる行為（細則第 28 条第５号に掲げる行為に限る。）　30 日以内

（６）　法第 77 条第１項第４号に掲げる行為（細則第 28 条第９号に掲げる行為に限る。）　６月以内

（７）　法第 77 条第１項第４号に掲げる行為（細則第 28 条第５号に掲げる行為を除く。）　10 日以内

（拒否）

第９条　警察署長等は、第２条第１項の規定による審査をした場合において、申請書等が形式上の要件に適合していないこと、又は申請者が申請書等の補正に応じないことを理由として申請を拒否する処分をするときは、処分の内容及び理由を申請者に対し通知しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、別記様式第４号の拒否処分理由書を交付するものとする。

（不許可）

第10条　警察署長等は、第４条第２項の規定による審査をした場合において、道路使用許可に係る申請が審査基準に適合しないため、不許可の処分を行う必要があると認めるときは、速やかに、交通規制課長と協議しなければならない。

２　警察署長等は、前項の規定に基づく道路使用許可の不許可の処分を決定したときは、処分の結果及び理由を別記様式第５号の不許可処分理由書により、申請者に対し通知しなければならない。

（道路使用許可及び道路占用許可の一括申請）

第11条　警察署長等は、道路法第32条第４項の規定に基づき、許可申請書及び同法第32条第２項に規定する申請書（以下「占用申請書」という。）の提出を一括して受けたときは、速やかに、当該占用申請書を申請に係る道路管理者に対し、郵送、直接送付等の方法により送付しなければならない。この場合において、道路管理者から別記様式第６号の受領書を徴するとともに、受付簿の備考欄に占用申請書の送付年月日及び「警察一括申請」の字句を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

２　警察署長等は、法第78条第２項の規定に基づき、道路管理者から許可申請書の送付を受けたときは、受付簿に所定の事項を記載するとともに、当該受付簿の備考欄に「道路管理者一括申請」の字句を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

（道路管理者が行う工事等に係る協議）

第12条　法第80条第１項の規定による協議については、道路管理者が工事又は作業の全般を管理しているものについて行うものとし、道路管理者が当該工事又は作業を請負人に行わせる場合にあっては、道路管理者の監督員が常に現場を管理することにより道路における安全対策が徹底されているものについて行うものとする。この場合において、協議の方法については、工事又は作業を行う場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第２号。以下「命令」という。）に定めるところによるものとする。

２　警察署長等は、道路管理者から命令第１項に規定する文書の送付を受けたときは、道路使用の期間、区間、方法及び安全措置等について検討し、道路における危険を防止し、かつ、交通の安全と円滑を確保するために必要な意見を、協議回答書により当該道路管理者に回答するものとする。

（許可証の記載事項の変更）

第13条　警察署長等は、規則第11条に規定する道路使用許可証記載事項変更届（以下「記載事項変更届」という。）の提出を受けた場合において、届出に係る記載事項の変更が道路使用許可に係る行為の同一性を失わないものであるかどうかを審査し、適当と認めるときは、許可証の記載事項の変更に係る箇所を抹消した上、警察署長等印を押して訂正し、又は許可証に所定の事項を記載した上、警察署長等印を押して申請者に交付しなければならない。この場合において、許可証の右上部余白に記載事項の変更年月日及び変更事項

を記載しなければならない。

２　警察署長等は、前項の規定に基づき、許可証の記載事項を変更して申請者に交付したときは、記載事項変更届を警察署等で保存している許可証の写しに添付して編さんするとともに、受付簿の備考欄に記載事項の変更年月日及び変更事項を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

（許可証の再交付）

第14条　警察署長等は、規則第12条に規定する道路使用許可証再交付申請書の提出を受けた場合において、申請事由を審査し、適当と認めるときは、新たに許可証を作成し、当該許可証の右上部余白に再交付年月日及び「再交付」の字句を朱書し、申請者に交付しなければならない。この場合において、許可証の交付年月日欄には、再交付前に交付した許可証と同一の交付年月日を記載するものとする。

２　警察署長等は、前項の申請事由が、許可証の破損又は汚損によるものであるときは、申請者に対し再交付前に交付した許可証の提出を求めるものとする。

（道路使用許可の条件の変更又は付加）

第15条　警察署長等は、法第77条第４項の規定により、道路使用許可に付した条件を変更し、又は新たに条件を付するときは、細則第29条第１項に規定する措置をとるとともに、受付簿の備考欄に経過措置を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

２　前項の場合において、警察署長等は、道路使用許可に係る行為が道路法第32条第１項又は第３項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式第７号の道路使用許可条件変更等連絡書により、当該許可に係る道路管理者に連絡するものとする。

（道路管理者との協議事項の変更等の手続）

第16条　警察署長等は、第12条第２項の規定に基づき協議が成立した事項について変更する必要があると認めたときは、速やかに別記様式第８号の道路工事等協議事項変更通知書を作成し、協議に係る道路管理者に通知するとともに、道路使用の期間、区間、方法及び安全措置等について新たに協議を行わなければならない。

（緊急時の手続）

第17条　警察署長等は、道路使用許可に係る申請がガス管、水道管、路面等の復旧工事等緊急を要するものであるときは、口頭により当該申請を受け付けることができる。この場合において、事後、速やかに許可申請書の提出を求めるものとする。

（取消し又は効力の停止の審査）

第18条　警察署長等は、法第77条第５項の規定により、道路使用許可を取り消し、又はその効力を停止する必要があると認めるときは、実施規程第29条に規定する処分基準に該当するかどうかを審査をしなければならない。

（弁明の機会の付与の通知）

第19条　警察署長等は、前条に規定する審査をした場合において、道路使用許可の取消し又は効力の停止をする必要があると認めるときは、法第77条第６項の規定に基づき、当

該処分の対象となる者（以下「被処分対象者」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して、弁明の機会を付与しなければならない。

（１） 弁明の件名

（２） 弁明の日時及び場所

（３） 取消し又は効力の停止をしようとする理由

２　警察署長等は、前項の被処分対象者から弁明を聴取したときは、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 12 年香川県公安委員会規則第 28 号）第 10 条に規定する弁明調書を作成するものとする。

（取消し又は効力の停止）

第 20 条　警察署長等は、前条第２項の規定により弁明調書を作成した場合において、その内容、条件違反の概要、程度の軽重、被処分対象者の過去の行政処分状況等を総合的に勘案して、道路使用許可の取消し又は効力の停止の処分を行う必要があると認めるときは、速やかに、交通規制課長と協議しなければならない。

２　警察署長等は、前項の規定に基づく道路使用許可の取消し又は効力の停止の処分を決定したときは、細則第 29 条第２項の道路使用許可取消し・停止通知書を作成し、当該通知書を被処分対象者に交付しなければならない。この場合において、受付簿の備考欄に経過措置を記載し、その処理結果を明らかにしておくものとする。

３　警察署長等は、前項の規定による交付を行ったときは、被処分対象者に許可証の返納を求めるとともに、道路使用許可に係る行為により付設した工作物の除去その他道路を原状に回復する措置を求めるものとする。

４　警察署長等は、被処分対象者が呼出しに応じず、又は道路使用許可取消し・停止通知書の受領を拒否する等により当該通知書を交付できないときは、配達証明付きの郵便（書留）等により当該被処分対象者に通知するとともに、その措置状況を明らかにしておくものとする。

５　警察署長等は、道路使用許可取消し・停止通知書を交付する場合において、道路使用許可に係る行為が道路法第 32 条第１項又は第３項の規定の適用を受けるものであるときは、別記様式第９号の道路使用許可取消し・効力の停止連絡書により当該許可に係る道路管理者に連絡するものとする。

（処分を行う際の留意事項）

第 21 条　警察署長等は、第 10 条又は前条に規定する処分を行う必要があると認めるときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

（１） 交通規制課長及び関係する香川県警察本部の所属の長と緊密な連携を保つこと。

（２） 処分の理由を疎明するための資料を作成しておくこと。

（報告）

第 22 条　警察署長等は、次に掲げる行為について、当該行為に係る事前の相談を受けたとき、その他当該行為が行われることを知ったときは、速やかに、交通規制課長を経由して

香川県警察本部長に報告しなければならない。

（１） 新たに行うマラソン、駅伝、自転車ロードレース、トライアスロン等路上競技、祭り、パレード等（以下「路上競技等」という。）の行事のうち、主要幹線道路を使用するもの

（２） 路上競技等の行事のうち、他の公安委員会の管理に属する警察署長等の管轄にわたるもの

（３） 路上競技等の行事の大会の名称に「国際大会」、「日本選手権」等の語句が記されているもの

（４） 開催地が都道府県の持回り方式等により毎年開催されているもの

（５） 新しい形態の道路使用に係るもの

２　警察署長等は、道路使用許可等に係る工事等の現場において、人の死傷を伴う交通事故が発生したときは、速やかに、当該交通事故の概要、道路使用許可の内容及び条件違反の有無等を交通規制課長を経由して香川県警察本部長に報告しなければならない。

（審査請求等の教示）

第 23 条　第 10 条第１項又は第 20 条第１項に規定する処分を行う場合における行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第１項又は行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第１項の規定による教示は、当該処分に係る書面の余白に記載して行わなければならない。この場合において、行政不服審査法第 82 条第１項の規定による教示は、香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成 28 年香川県公安委員会規則第３号）第 26 条に規定する教示文を記載して行うものとする。

（手数料）

第 24 条　警察署長等は、香川県警察関係手数料条例（平成 12 年香川県条例第４号）別表第７の３の項及び４の項に規定する事務の手数料を、同条例第３条に規定する納入方法により徴収し、香川県証紙条例施行規則（昭和 39 年香川県規則第 23 号）及び香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成 12 年香川県警察本部告示第２号）の規定により収納しなければならない。

（電子情報処理組織を使用して行う道路使用許可に係る事務の取扱要領）

第 25 条　電子情報処理組織を使用して行う道路使用許可に係る事務の取扱要領については、香川県警察本部長が別に定めるものとする。

附　則

この訓令は、平成 15 年１月１日から施行する。

附　則（平成 17 年 11 月 17 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 17 年 11 月 17 日から施行する。

附　則（平成 26 年３月 25 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 26 年４月１日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 31 日本部訓令第５号）

この訓令は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年３月７日本部訓令第２号）

この訓令は、平成 29 年３月 10 日から施行する。

附　則（令和元年６月 13 日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。

２　改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則（令和３年３月 30 日本部訓令第４号）

１　この訓令は、令和３年３月 30 日から施行する。

２　改正前の各訓令で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附　則（令和５年６月 30 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和８年３月４日本部訓令第１号）

この訓令は、令和８年３月４日から施行する。

附　則（令和８年３月 19 日本部訓令第３号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

道路使用許可関係書類の編さん順序

簿冊名		関係書類の編さん順序
道路使用関係		拒否処分理由書の写し
道路使用許可申請受理簿		道路使用許可申請等受付簿
道路使用許可再交付申請受理簿		道路使用許可申請等受付簿
道路使用許可申請書		１道路使用許可申請書 ２条件書の写し ３添付書類 ４受領書（道路管理者発行） ５道路使用許可証記載事項変更届 ６不許可処分理由書の写し ７道路使用許可条件変更等連絡書の写し ８道路使用許可取消し・停止通知書の写し
道路使用許可再交付申請書		道路使用許可証再交付申請書
協議書	道路交通法第79条に規定するもの	１協議書の写し ２協議回答書（道路管理者発行） ３道路使用許可条件変更等連絡書の写し ４道路使用許可取消し・効力の停止連絡書写し
	道路交通法第80条に規定するもの	１協議書（道路管理者発行） ２協議回答書の写し ３道路工事等協議事項変更通知書の写し
	道路法第32条第５項に規定するもの	１協議書（道路管理者発行） ２協議回答書の写し ３道路使用許可条件変更等連絡書の写し ４道路使用許可取消し・効力の停止連絡書写し

別記様式第１号（第２条、第４条、第11条、第13条、第15条、第20条関係）

道　路　使　用　許　可　申　請　等　受　付　簿

許可証番号	受付月日	申請者		許可内容			免除の有無	担当者	交付月日	受領者	備考
		住所	氏名	期間	号別	形態					
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				
	／			自：　年　月　日 至：　年　月　日			有・無				

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4号とする。

別記様式第２号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

警察署長
高速道路交通警察隊長　印

協　　議　　書

年　　月　　日申請のあった道路交通法第77条第１項の規定に基づく道路使用許可申請については、道路法第32条第１項又は第３項の規定の適用を受けるものと認められるので、道路交通法第79条の規定により、次のとおり協議します。

申請者 住所及び氏名	
場所又は区間	路線名（　　）
期間	
申請の理由	
許可に対する条件	
許可の適否の意見	
添付書類	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第３号（第６条、第 12 条関係）

第　　号
年　　月　　日

殿

警察署長
高速道路交通警察隊長　印

協　議　回　答　書

道路法第32条第５項
道路交通法第80条第１項　の規定による　　年　　月　　日付け

第　　号の協議については、次のとおり回答します。

備考
１　不要の文字は、横線で消すこと。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第４号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

住所

殿

警察署長
高速道路交通警察隊長　　印

拒　否　処　分　理　由　書

行政手続法第７条の規定に基づき、次の理由により申請を拒否します。

拒否の内容	
拒否の理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第５号（第10条関係）

第　　号
年　　月　　日

住所

殿

警察署長
高速道路交通警察隊長　　印

不　許　可　処　分　理　由　書

道路交通法第77条第２項の規定に基づき、次の理由により道路使用許可を不許可とします。

不許可の内容	
不許可の理由	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第６号（第11条関係）

年　　月　　日

警察署長
高速道路交通警察隊長　殿

受領者氏名

受　　領　　書

本日、下記の道路占用許可申請書を受領しました。

記

１　受領内容

道路占用許可申請書　　通

２　申請者の氏名

３　記事

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第７号（第15条関係）

第　　号

年　月　日

殿

警察署長
高速道路交通警察隊長　印

道路使用許可条件変更等連絡書

年　月　日付け　第　　号により通知した申請者

に対する道路使用許可については、

１　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため

２　道路における危険を防止するため

３　交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じ、道路交通法第77条第４項の規定により当該許可の条件を次のとおり変更等したので連絡します。

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

5 _____

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第８号（第 16 条関係）

第　　号

年　　月　　日

殿

警察署長
高速道路交通警察隊長　　印

道路工事等協議事項変更通知書

年　　月　　日付け　　第　　号により協議（　　年　　月　　日付け　　第　　号により回答）のあった道路工事（作業）については、

１　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため

２　道路における危険を防止するため

３　交通の安全と円滑を図るため

特別の必要が生じたので、当該工事（作業）の施工方法等を下記のように変更されたく通知します。

記

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別記様式第９号（第20条関係）

第　　号

年　　月　　日

殿

警察署長
高速道路交通警察隊長　印

道路使用許可 取消し／効力の停止 連絡書

申請者　　に係る道路使用許可について、道路交通法第77条第５項の規定により次のとおり

年　　月　　日から取消し

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで効力を停止

したので連絡します。

許可年月日及び許可番号	年　　月　　日付け　　第　　号
取消し又は効力の停止の理由	

備考

１　不要な文字は、横線で消すこと。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。